

金融庁有報レビューを参考に

VI 収益認識基準の適用2年目での開示の留意点

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士 森 みずほ

また、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である旨あらかじめ申し添える。

金融庁における有価証券報告書レビューの概要

有価証券報告書レビューとは、有価証券報告書の記載内容の適正性を確保するための審査の枠組みであり、金融庁および財務局等が連携して実施している。

令和2年度および令和3年度はIFRS 15号が重点テーマとなり、審査結果を踏まえた留意事項は、例年3月または4月に公表されている。また、令和4年度では収益認識基準を重点テーマとして、審査が行われている(図表1参照)。

2022年3月に公表された審査結果を踏まえた留意事項では、収益認識基準の適用会社にも参考となると考えられることから、提出会社が充実した開示を検討するうえで、当該資料の活用が期待されている。

全般的な留意事項

令和3年度の審査結果を踏まえた

はじめに

●収益認識に関する開示は、開示目的を達成するための十分かつわかりやすい記載が期待されているため、財務諸表利用者の視点を考慮して情報を提供することが重要である。

●金融庁は例年3月または4月に重点テーマ審査の結果を金融庁のHPで公表している。令和3年度の重点テーマとされたIFRS 15号に関する審査結果を踏まえた留意事項をもとに、収益認識に関する開示のポイントを押さえることが重要である。

3月決算の会社において2023年3月期は、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「収益認識会計基準」という)および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「収益認識適用指針」という。また、「収益認識会計基準」とあわせて「収益認識基準」という)を適用する2年目の期末決算となる。

収益認識に関する開示は、財務諸表利用者が、各企業のビジネスを理解するために有用な情報となるため、わかりやすく、かつ、充実した記載が期待されている。また、令和

2年度および令和3年度の金融庁による有価証券報告書レビューにおいては、IFRS 15号「顧客との契約から生じる収益」が重点テーマ審査の対象となっており、留意事項も公表されている。

本章では、金融庁が公表している令和3年度の「有価証券報告書レビュー」の審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項(以下、「審査結果を踏まえた留意事項」という)をし・充実化において留意すべきポイントについて解説する。

なお、審査結果を踏まえた留意事項で示されているIFRS 15号の定めは、収益認識基準の定めに読みかえて記載している。